

見張り塔から

メディアの今

一部の中学歴史教科書をめぐり、採用した学校に対して嫌がらせの電話などの組織的な圧力があつたとして、議論が巻き起つている。以前より沖繩戦や慰安婦の記述を巡って論戦が絶えないし、今年に入つてからは三月に道徳教科書の記述がニュースとなつた。表現内容として、政府方針に沿つたものが求められていることが強く関係している。朝鮮学校無償化も、教育への政治介入が論点だ。

根底にある〈教育の自由〉については、憲法で幾重にも守られている。それは戦時の反省であつて、国定教科書や教育勅語と思想の統一がな

日々論々

に寄り添う

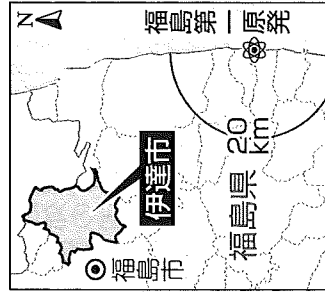
東京電力福島第一原発事故の直後、幼い子どもの手を引いて福島県外へ避難した母子がたぐさんだ。あれから六年半。今でも県外にとどまる母子がいる一方で、故郷へ戻り、新しい暮らしを始めた母子もいる。帰還した母たちは、かつての平和な暮らしを取り戻したのだろうか。避難体験者が集まる伊達市の交流サロンを訪ねた。

伊達市は人口約六万人のどかな街で、第一原発の北西約六十キロの内陸部に位置する。原発事故後は避難区域に指定されなかった。しかし、

と人間関係を再構築できるのかなど、不安におののいている。そんなお母さん方が心を開いて話し合える場所が必要であると考えたんです」

母体は、原発事故前の二〇〇〇年に設立されたNPO法人「のりよせん里山がっこ」だ。自然豊かな農園で子ども体験教室などを企画してきた団体だ。事故後も、県外への疎開ツアーなどを実施する一方、体験教室を再開した。

だが、避難先から県内に戻った母親には、体験教室に複雑な思いを抱く人もいたという。



なのに、安全ですと一方的に言われると、拒否反応を起ししてしまうんです。子どもを外で遊ばせるなんてとんでもないとか」

夫や親に説得されて意に沿わぬまま帰還した人もいます。そんな人は「外にいただけで、事故が過ぎたかのように訴え

もの家」は始まった。

スタッフは半田さんを除く三人全員が女性で、県外へ避難した経験を持っている。

佐藤真由美さん(三)は、昨年十一月までの五年半、一人の子どものと一緒に静岡県伊東市で過ごした。高橋寛子さん(三)と新井芳美さん(四)は山形県から帰ってきた。三人は今年三月にまとめた冊子「避難体験記録―原発事故に揺らぐ自主避難者の想いと決断」の中で、それぞれの体験を語っている。

共通するのは、避難する時



織姫の会会長
山田久美子さん

▶▶▶ 227

東北 復興日記

まだまだ

福島県いわき市で今年一月に発足した「織姫の会」の会長をしています。会は十人ほどのメンバーがいてさまざまな活動をしてい

がなほと巨くてやわらかく、いくらでも食べられました。

畑ではトラクターに乗ったり、耕運機を押したり、初めての経験ばかり。七月には、織姫の会のメンバーやその家族、企業のボランティアの方々も参加して、皆でワイワイとジャガイモを収穫しました。

私は織物を習っていましたので、自分たちで着た綿を糸にして織り、使えらるのを手作りしてい



専修大教授・山田健太さん

れ、教師からは教える自由が剝奪され、最後には生徒や学生が学校で自由に学ぶことさえもできなくなつてしまつたからだ。勤労奉仕や学徒動員などの日々の不自由な学校生活は、さまざま形で私たちが知るところである。

それゆえに憲法では、二三条で「学問の自由」が保障されている。いわゆる精神的自由は多くの場合、内向きと外向きの両面があり、学問の場合、好きなことを学ぶことができる学習の自由と、好きなことを教えることができる教授の自由があるといえる。

また一九条の「思想・良心の自由」では、教育現場における内心の強制が問題となる。今日の公立学校では、生徒や教師が、君が代を歌わない、演奏しないことが許されないとされている。立たない自由や歌わない選択肢が、生徒や教員になぜ認められないのかという問題だ。

さらに二条の「表現の自由」との衝突もある。教育の

教育の自由

平準化という国益との関係で、小中高の授業は厳しい制約のもと行われている。日本の場合、全国同じ進捗で同じ授業内容を同じテキストで教える授業が行われることで、均質な労働者を育てることに最大の効果をあげてき

員会で選択されたものを一律に全ての学校が採用するという方式をとっている。その結果、意に沿わない教科書を使用せざるを得ない学校や教師が生まれる。また、教育委員会のメンバー構成自体が歪んでいるとの批判も絶えな

市民社会の窮屈を進む

た。

戦前の国定教科書の名残で、「検定」制度はいわば安上がり官製教科書制度である。文科省が内容の可否を決定する仕組みであることから、公権力による事前の内容審査そのものであつて、検閲に当たるのではないかと、長く裁判所で争われてきた。さらに、審査に通つた教科書は、公立の場合は地区教育委

い。

さらには、教科書会社にとっては採用されればすべて国に買い上げてもらえる大きなメリットがあるが、その価格は法律で決まつていて安価に抑えられている。これらの点からすると、教科書制度は中身も流通もさらには財政的にも、国家コントロールの下にあるといつことができ、表現の自由の観点からすると、も

教育への介入巡る 最近のトピック

- 3.24 2018年度から使用開始される小学校・道徳教科書の検定結果が公表され、検定意見に従い、パン屋や菓子屋、アスレチックの公園が和楽器器店に書き換えられたことが明らかに
- 3.31 1948年に排除・失効の確認が国会決議されていくる教育勅語を「教材として用いることまでは否定されることではない」と閣議決定
- 7.19 国が朝鮮学校を高く無償化の適用対象外としたのは違法といた訴訟で、広島地裁は国の裁量権を認めた。13年2月、国は朝鮮学校が無償

化の対象となる文科省令の規定を削除し、10高等学校を不指定にしていた

7.28 朝鮮学校を無償化の適用対象外としたのは違法といた訴訟で、大阪地裁は学園側の全面勝訴の判決

7月 学び舎の中学歴史教科書「ともに学ぶ人間の歴史」を採択した学校に対し、圧力まがいの抗議があつたことが、改めて話題となつた。当事者の学校長が、経緯について2016年秋に同人誌に寄稿したものが、ネット上で広まり、これに対し新聞などが取り上げ議論の対象に

8月 沖繩・那覇地区で、採択された小学校道徳教科書が愛国主義的で、決定に至る審議経過も不透明だとして問題化